

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和2年3月6日

2. 回答を行った年月日

令和2年4月6日

3. 新事業活動に係る事業の概要

事業者は、ホテル等においてチェックイン時に使用するパスポートリーダー装置について小型の「パスポートICリーダー」装置を海外から輸入し、ホテル等に販売を行うことを計画している。当該「パスポートICリーダー」装置は、パスポートのICチップ内情報を取得し、各ホテルのオフライン環境に保存することができるものである。

4. 確認の求めの内容

旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条第1項の規定により、旅館ホテル等の営業者は宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載しなければならないこととされている。

また、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第4条の2第1項第1号の規定により、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載しなくてはならないこととされている。その場合は、平成17年2月9日健発第0209001号健康局長通知「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（以下「健康局長通知」という。）により、併せて旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存することにより、氏名及び旅券番号等の正確を期することとしている。

上記3.に記載の事業において、「パスポート IC リーダー」装置を使用して情報を保存することは「旅券の写し」の保存に該当するか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）第3条の規定により、宿泊者名簿は電磁的記録により作成・保存できることとされている。

健康局長通知により保存が求められている旅券の写しについては、同通知に基づき、宿泊者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替することを認めていることから、宿泊者名簿に付随するものとして、宿泊者名簿と同じく電磁的記録により保存することは差し支えないと考える。

したがって、当該装置を使用して旅券の情報を保存することは、健康局長通知で求められている旅券の写しの保存とみなして差し支えない。